

土地閉鎖登記簿の事務の取扱いについて (お知らせ)

東京法務局では、以下の庁の閉鎖登記簿のうち、登記情報システムへの移行作業によって閉鎖された土地の登記簿の電子化が完了しました。

これにより閲覧の取扱いが変更になりますのでお知らせします。

- 1 取扱開始日 令和3年11月15日(月)
- 2 取扱開始庁 東京法務局西多摩支局
- 3 取扱いの変更点

従来 of 閲覧に代えて、日本工業規格A列4番(A4判)に縮小印刷したもの(証明文は付きません。)をお渡しする方法に変更になります。御利用手数料など、それ以外の取扱いは従前のとおりです。

土地閉鎖登記簿の謄・抄本は、従来どおりA4判に印刷し、登記官印で証明したものを交付します。

なお、土地閉鎖登記簿の謄・抄本及び閲覧については、登記情報提供サービス、オンライン請求及び登記情報交換サービスによる御利用はできません。

東 京 法 務 局